雇用保険の受給を考えているみなさまへ

**～受給資格決定手続きについて～**

※本紙は雇用保険の申請手続き（受給資格決定手続き）を考えている方に向けてご案内となります。

Ｑ．会社を退職した場合は必ず失業給付が受給できますか？

Ａ．○退職した会社から離職票を発行してもらい、ご本人が離職票をご持参した際に受給資格の有無について確認させていただきます。

○受給資格については、原則、離職日以前2年間に１２か月以上の被保険者期間があり、各月11日以上勤務していることが必要です。また、会社都合で退職された場合及び６５歳以上で退職された場合は、離職日以前1年間に6か月以上の被保険者期間があり、各月　１１日以上勤務していることが必要です。

○受給期間については、離職日の翌日から１年間です。

○病気、けが、妊娠、出産、育児、介護等ですぐに働けない方は、受給期間延長手続きを行

うことができます（65歳以上で退職された方は延長手続きはできません）。

Q．雇用保険(基本手当)の受給手続きはどこでできますか？

A．○お住まいの住所を管轄するハローワークで手続きを行うことができます。

○ハローワーク港北の管轄は横浜市の港北区、青葉区、緑区、都筑区なので、これらの区に

お住まいの方はハローワーク港北の1階総合受付までお越しください。

 　 ○ハローワーク港北の開庁時間は平日の8：30～17：15まで（土・日・祝日・年始年末は

閉庁）ですが、複数の窓口にて手続きがございますので時間に余裕をもってお越しくださ

い。

Q．雇用保険(基本手当)の受給手続きには何が必要ですか？

A．下記の必要書類をご用意ください。

○離職票－1

○離職票－2

　　　※複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください。

　　　※離職票の1、2は勤務していた事業所から交付されます。

○マイナンバーカード

マイナンバーカードを申請されていない方は、下記の(1)及び(2)をお持ちください。

　　　(1) 個人番号通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し

　　　(2) 運転免許証、住民基本台帳カードなど

※(2)がない場合は、次のア～ウのうち、異なる2種類をお持ち下さい（コピー不可）。

　　　　ア 国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証

　　　　イ 住民票記載事項証明書（住民票の写しまたは印鑑証明書）

　　　　ウ 児童扶養手当証書など

○写真2枚（最近の写真、正面上三分身、タテ3.0cm×ヨコ2.4cm）

※65歳以上の方は写真1枚

※毎回、マイナンバーカードを提示することで省略が可能です。

○本人名義の預金通帳又はキャッシュカード

Ｑ．失業給付の受給手続きはいつまでにすればよいですか？

Ａ．○離職日の翌日から1年間が受給期間です。手続きを行い、失業給付金の受給終了になるま

でのすべての期間を含めて1年間に行わなければなりません。手続きが遅れるとすべての

給付金を受給する前に1年の受給期間が満了してしまう場合がありますので、お早めに手

続きすることをお勧めします。

Ｑ．失業給付の受給額はいくらですか？給付日数は何日ですか？

Ａ．○原則として、離職日直近６か月間の賃金の合計を１８０で割った金額（「賃金日額」という。）のおおよそ４５％～８０％です。正式な金額（「基本手当日額」という。）は、離職票を確認のうえ、算出させていただくことになります。

○給付日数については、年齢、退職理由、被保険者期間等により９０日から３６０日で決定

されます。

Ｑ．退職後、次の再就職先が内定しているが、実際に働くまでの間受給することはできますか？

Ａ．手続き前に週20時間以上で働く再就職先が決まっている場合は、失業給付の手続きは行えません。

Ｑ．アルバイト中の場合、受給手続きはできますか？

Ａ．所定労働時間が週２０時間未満でのアルバイトの場合は、手続きができる場合がありますの

で、必要書類をご持参のうえご来所ください。なお、来所される際は、お仕事がお休みの日

にお越しください。

Ｑ．前職の在籍期間が短く、その一つ前の会社は１年以上勤務していたが受給手続きは可能です

か？

Ａ．お持ちの離職票すべてご持参いただいたうえで、受給資格の有無を確認させていただきます。

Ｑ．退職した会社から離職票が届いたが、離職理由が違っている。異議申し立てはどうすればい

いですか？

Ａ．まず、ご自身で会社にご確認ください。それでも解決しない場合は手続きにご来所いただいた際にお伺いいたします。